

入学に関する規則及び入学金・授業料等（学校要覧より抜粋）

高雄日本人学校

（1）入学に関する規則

【本校の性格】

本校は、海外在住（高雄市を中心とする台湾南部在住）の日本人子弟の教育のために設立されたもので、日本国政府により海外子女教育校としての認可を受け、台湾政府教育庁および高雄市政府教育局に私立学校として登録認可されている学校である。また、本校の教育は、日本国政府より派遣された教員および現地で採用された教員によって行われ、本校在学の資格は日本国内の学校と同等のものである。

【経費】

本校の学校運営に必要な経費は、本校に在学する子弟の保護者より徴収された授業料等を主としてまかなわれ、その運用は学校運営委員会によって行われる。

【入学の資格】

学校の教育方針や諸規定に従い、次の条件を満たすこと

- ①就学年齢に該当する児童生徒
- ②日本国籍を有する児童生徒
- ③台湾の外僑居留資格を有すること
- ④保護者が日本人会に入会済みであること
- ⑤小学生は通学可能な地域に居住し、登下校時保護者の責任で送迎が可能なこと（バス通学の場合もバス停までの送り迎えが必要）
- ⑥日本語能力（聞く・話す・読む・書く）が学年相応に身につけていること
- ⑦授業料等の学校納入金が支払えること
- ⑧弁当を用意して通学することが可能なこと
- ⑨学校の教職員と日本語で支障なくコミュニケーションがとれること
- ⑩P T A活動等を理解し協力できること

＜日本国籍以外の外国籍児童生徒の入学許可条件＞※特別な場合

日本国籍以外の外国籍をもち、学校運営委員会が日本の教育課程による教育が妥当と認めた者(A)で、且つ次の条件(B)の全てを満たす場合に限り入学を認める。

ただし、中華民国私立學校法第83条に従い、台湾国籍のみを有する児童生徒の入学は許可しない。

(A)「日本の教育課程による教育が妥当と認められる者」とは次のような者をさす。

- ①すでに日本の学校あるいは他の日本人学校での就学経験がある者
 - ②日本に留学することが確実な者
 - ③日本の教育を受けることに強い要望を持ち、計画的に準備（1年以上の日本語学習）してきた者
 - ④その他、学校運営委員会が妥当と認める理由がある者
- なお、上記の判断根拠となる書類等の提出を求める場合あり

(B)入学条件

- ①日本語の能力（聞く、話す、読む、書く）が学年相応に身につけていること（学校運営委員会指定の語学試験を受験し一定の基準を満たすこと）
- ②親権者と同居していること（親権者であることを示す書類の提出必須）
- ③家庭での日本語環境を整えることに、親権者の協力が得られること
- ④同居している親権者が、学校職員と日本語で支障なくコミュニケーションがとれること
（日本語能力検定試験N3同程度以上の語学力を求む）（語学能力を示す証明書の提出を求める場合あり）
- ⑤親権者が学校の教育方針を理解し、それに従えること
- ⑥親権者がP T A活動および学級の保護者同士の諸活動を理解し、それに協力できること
- ⑦親権者に学校が定める入学金・授業料等の支払い能力があること

- ⑧通学可能な地域に住み，バス停，或いは学校までの送り迎えが可能であること
 - ⑨弁当を用意して通学することが可能なこと
 - ⑩教科書を自前で調達できること
 - ⑪児童生徒1人当たり，施設・設備費として60,000元を納めること
 - ⑫その他，児童生徒及び親権者が，学校の諸規定に従うことができること
- 上記(A)及び(B)の内容に虚偽や相違の事実が認められた者は，入学許可及び入学後であっても退学を命じられる(後述(2)退学に関する規則の「②契約事項に違反した場合」に該当するとみなす)

【入学の手続き】

本校に編入学希望のものは，次の手続きを行わなければならない。

- ①編入学を希望する児童生徒は，居留証コピー及びパスポートコピーに保護者の日本人会会員証コピーを添えて，入学許可申請書を学校運営委員会に提出し，入学許可を得なければならない。
- ②編入学の許可を得たものは，所定の誓約書を提出しなければならない。
- ③編入学時には，今まで在籍していた学校の在学証明証，指導要録の写し，健康診断票及び歯の検査票を提出しなければならない。
- ④編入学の許可を得たものは，規定の入学金および毎月の諸費用を定められた期日までに納入しなければならない。

【編入学時に納入する費用】

項 目	中 学 部	小 学 部	備 考
1 入 学 金	NT\$ 30,000	NT\$ 30,000	児童生徒一人当たり
2 入学保証金	NT\$ 20,000	NT\$ 20,000	同上
合 計	NT\$ 50,000	NT\$ 50,000	同上

注1：上記費用は，本校小学部から中学部への進学時には不要。

注2：入学保証金は卒業・転学・退学時に元金を返還する。尚，授業料等の滞納があった場合には，入学保証金をその費用に充当することがある。

【毎月納入する費用】

項 目	中 学 部	小 学 部	備 考
1 授 業 料	NT\$ 8,300	NT\$ 8,000	児童生徒一人当たり ※8月を含む毎月，年12回
2 特別積立金	NT\$ 600	NT\$ 600	児童生徒一人当たり ※8月を含む毎月，年12回
3 P T A会費	NT\$ 50	NT\$ 50	一世帯当たり ※8月を含む毎月，年12回
小 計	NT\$ 8,950	NT\$ 8,650	

注：特別積立金は施設設備費として積み立てし，施設の修繕等に充てられる

【チャーターバスを利用した場合の費用】

4 バス利用料	NT\$ 3,500	NT\$ 3,500	通学バス利用者一人当たり ※8月は徴収しない。
合 計	NT\$ 12,450	NT\$ 12,150	

(2) 退学に関する規則

本校編入学後，次の項目に該当する場合，学校長は学校運営委員会にはかり退学を命ずることができる。

- ①品行が著しく不良で他の児童生徒に悪影響を及ぼし改悛の見込みがないと認められた場合
- ②契約事項に違反した場合
- ③授業料等の学校納付金を三ヶ月以上滞納した場合